

「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます！」

国民年金、厚生年金保険等の老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法の規定で、「公的年金等の雑所得」となり、課税の対象となります。

そのため、所得税が年金から源泉徴収されている、いないにかかわらず、受給者全員に社会保険業務センターや各種共済組合から、「公的年金等の源泉徴収票」が平成18年1月末までに送付されます。

ただし、障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。年金以外に給与等の所得がある人が、確定申告をする必要があるときには、添付書類として、公的年金等の源泉徴収票が必要となりますので、紛失しないようご注意ください。



免除を受けた保険料は追納することができます！

将来受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけるために、未納や免除月があると年金額が減額されます。国民年金保険料の免除や学生納付特例制度の申請をして承認された期間の保険料についてその後、10年以内であれば納付することができます。

追納する保険料の額は、保険料の免除を受けた人と、受けずに納付した人との公平を図るため、次のとおり一定の額を加算した額で納付することになっています。

免除期間の追納については、

新潟西社会保険事務所

☎ 025 225 3001

までご相談ください。

平成18年3月までに保険料を追納する場合の追納額

追納する期間	追納額(月額)	
	全額免除	半額免除
平成7年4月 ~ 平成8年3月分	16,310円	
平成8年4月 ~ 平成9年3月分	16,260円	
平成9年4月 ~ 平成10年3月分	16,040円	
平成10年4月 ~ 平成11年3月分	15,790円	
平成11年4月 ~ 平成12年3月分	15,190円	
平成12年4月 ~ 平成13年3月分	14,600円	
平成13年4月 ~ 平成14年3月分	14,040円	
平成14年4月 ~ 平成15年3月分	13,500円	6,750円
平成15年4月 ~ 平成16年3月分	13,300円	6,650円
平成16年4月 ~ 平成17年3月分	13,300円	6,650円

2月定例社会保険事務相談所
(年金相談等)の開設について

佐和田商工会 ☎ 52 3148

15日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

両津商工会 ☎ 27 5128

16日(木)

受付 午前9時～11時

小木町商工会 ☎ 86 2216

16日(木)

受付 午前9時～10時30分

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎ 63 5112

各支所市民課 国民年金担当係

または

新潟西社会保険事務所

☎ 025 225 3001

ねんきんダイヤル

☎ 0570 05 1165

(年金請求などに関する相談)

☎ 0570 07 1165

(年金を受けている方の相談)